

添付書類一覧表（平成24年4月1日～）

種 別 (提出部数)		3条申請 (1部)	4条、5条届出 市街化 (1部)	4条、5条申請 調整区域 (2部)
添付書類				
申請地の登記事項証明書（法務局）		◎	◎	◎
付近の見取図		◎	◎	◎
字限図又は地籍図（法務局で複写）		◎	◎	◎
集落農会長届出書		◎	◎	◎
水利組合同意		—	◎	◎
代理人申請の場合	委任状	○	○	○
開発行為の場合	許可通知書の写し	—	5条は○	—
営農計画書（申請地を含む全ての農地）		◎	—	—
耕作証明書、農家台帳の写し		①	—	—
事業計画書		—	—	◎
事業計画図（平面、立面、断面図等）		—	—	◎
経費見積書		—	—	◎
資金証明（残高証明書、融資証明書）		—	—	◎
法人の 場合	法人の登記事項証明書	—	—	○
	定款又は寄付行為の写し (原本証明が必要)	②	—	○
資材置場、駐車場の場合	確約書	—	—	○
建物を建てる場合	建築許可申請書の写し 又は60条証明の写し	—	—	○
一時転用 の場合	農地復元の確約書（時期・方法）	—	—	○
	農地復元に要する見積書資金証明	—	—	○
地役権が設定されている場合 地役権者の同意書		—	—	③
抵当権が設定されている場合 抵当権者の同意書		—	—	③
仮登記がされている場合 登記抹消のこと		—	—	○
公有水面を使用する場合（橋など） 公有水面使用許可書の写し又は公有水面使用許可を受ける為の 手続をしている書面の写し又は申請手続をする旨の誓約書		—	○	○
隣接地に田畑がある場合 所有者（及び小作人）の同意書		—	③	③
既に転用されている場合 始末書		—	○	○

◎印は必ず添付、○印は左記条件に該当する場合に添付する書類です。○数字は下記を参照。

①市外農地は耕作証明書、市外居住者は農家台帳の写しが必要。（所在地農業委員会が発行）

②法人については、農業生産法人または一定の条件を満たした法人だけが3条申請できます。

③同意が得られない場合は、疎明書（交渉経過、同意が得られない理由）を添付してください。

※なお、審査において必要と認められる場合は、住民票等の添付を求めることがあります。